

「独占禁止法第十一条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」 新旧対照表

下線部が変更箇所

改正後	現 行
<p>独占禁止法第十一条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方</p> <p style="text-align: right;">平成14年11月12日 公正取引委員会</p> <p>改定 平成18年 4月27日 改定 平成18年 5月 1日 改定 平成19年 9月30日 改定 平成22年 1月 1日 改定 平成26年 4月 1日 改定 令和 元年10月15日 改定 令和 3年11月22日</p> <p>(略)</p> <p>第1 (略) 1 (略)</p> <p>2 銀行が他の国内の会社（上場されている株式の発行者である会社以外の会社であって、以下の(1)から(3)の全てに当たる会社に限る。）の総株主の議決権の5%超の議決権を保有等することとなる場合には、原則として、法第11条第1項ただし書の規定により一定の期限（注3）を付して認可することとする。</p> <p>(1) 銀行法（昭和56年法律第59号）第16条の2第1項第13号に規定する内閣府令で定める会社として、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第17条の2第6項に規定する会社（同項第10号に該当するものを除く。）</p> <p>(2) 銀行等（銀行又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第16条の8各号に掲げる者をいう。）による人的又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む銀</p>	<p>独占禁止法第十一条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方</p> <p style="text-align: right;">平成14年11月12日 公正取引委員会</p> <p>改定 平成18年 4月27日 改定 平成18年 5月 1日 改定 平成19年 9月30日 改定 平成22年 1月 1日 改定 平成26年 4月 1日 改定 令和 元年10月15日</p> <p>(略)</p> <p>第1 (略) 1 (略)</p> <p>2 銀行が他の国内の会社（上場されている株式の発行者である会社以外の会社であって、以下の(1)から(3)の全てに当たる会社に限る。）の総株主の議決権の5%超の議決権を保有等することとなる場合には、原則として、法第11条第1項ただし書の規定により一定の期限（注3）を付して認可することとする。</p> <p>(1) 銀行法（昭和56年法律第59号）第16条の2第1項第12号の2に規定する内閣府令で定める会社として、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第17条の2第7項に規定する会社（同項第9号に該当するものを除く）</p> <p>(2) 銀行法第52条の6第1項に規定する銀行等の人的又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む銀行法施行規則第17条の2第7項に係る事業計画を作成</p>

改正後	現行
<p data-bbox="288 353 823 427"><u>行法第16条の2第1項第13号の計画</u> を作成している会社</p> <p data-bbox="264 479 823 553">(3) (2)の<u>計画</u>について、次のいずれかに該当するものが関与して策定している会社</p> <p data-bbox="288 604 823 936">ア 官公署 イ 商工会又は商工会議所 ウ ア又はイに準ずるもの エ 弁護士又は弁護士法人 オ 公認会計士又は監査法人 カ 税理士又は税理士法人 キ <u>銀行法施行規則第17条の2第6項第9号トの会社</u></p> <p data-bbox="277 1200 823 1570">(注3) 一定の期限までの期間は、原則として3年（<u>株式発行会社が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者の場合は原則として10年</u>）を限度として認可することとし、その限度を超える期間の認可の可否については、下記5(1)から(3)を考慮して、個別に検討することとする。</p> <p data-bbox="245 1626 424 1659">3 （以下略）</p>	<p data-bbox="938 353 1106 387">している会社</p> <p data-bbox="914 479 1473 595">(3) (2)の<u>事業計画</u>について、次のいずれかに該当するものが関与して策定している会社</p> <p data-bbox="938 604 1473 936">ア 官公署 イ 商工会又は商工会議所 ウ ア又はイに準ずるもの エ 弁護士又は弁護士法人 オ 公認会計士又は監査法人 カ 税理士又は税理士法人 キ <u>銀行法施行規則第17条の3第2項第15号の業務を営む会社（当該銀行の子会社等（銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。）及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社等（銀行法第52条の25に規定する子会社等をいう。）以外の会社に</u> <u>限る。）</u></p> <p data-bbox="922 1200 1473 1570">(注3) 一定の期限までの期間は、原則として3年（<u>株式発行会社が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者の場合は原則として10年</u>）を限度として認可することとし、その限度を超える期間の認可の可否については、下記5(1)から(3)を考慮して、個別に検討することとする。</p> <p data-bbox="882 1626 1061 1659">3 （以下略）</p>